



納税義務の適正な実現のため、税理士法第3条1 項4号（公認会計士への税理士資格付与）の廃止を 強く要望します！

私たち全国青年税理士連盟は、全国約3,000名の若手税理士により組織されている団体です。私たちは、真に国民のためのよりよい税理士制度の確立を目的に、税理士法のみならず、租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行っています。

平成15年5月の公認会計士制度改革に伴い、大幅に増加した公認会計士が税理士登録をすることとなれば、税理士としての資質の検証を受けていない税理士が増加し、国民の納税義務の適正な実現に多大な影響を与えらるものとなります。

私たちは、以下の理由から公認会計士への税理士資格付与の廃止を要望します。

議員各位におかれましてはこの要望の趣旨をお汲み取りいただき、税理士の資格取得制度の是正にご理解・ご尽力していただきたく、ここに陳情いたします。

1. 税理士制度は、国民のための大切な制度です！

税理士制度は、租税に関する職業専門家である税理士に、納税者の代理人として、憲法第30条に定める国民の納税義務の適正な実現を図り、租税制度全般にわたって国民の権利を擁護すべき使命をもたせた国民のための制度です。税理士資格は税理士としての資質の検証を受けた者のみに与えられるべきものです。

2. 税理士と公認会計士は使命が違います！

税理士は税務の専門家として、納税義務者の信頼にこたえ納税義務の適正な実現を図ることを使命とする資格です。

一方、公認会計士は監査及び会計の専門家として、財務書類等の信頼性を確保することにより、会社や投資家及び債権者の保護等を図り国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする資格です。

また業務内容に関しても、税理士の行う税務業務と公認会計士の行う監査業務は本質的に全く違うものです。

3. 公認会計士試験と税理士試験は異質のものであります！

税理士試験は、納税義務の適正な実現を図るための学識や応用能力を問うものです。一方、公認会計士試験における「租税法」は、監査証明を行う上で必要となる租税に関する体系的な理解を求めめるものであり、税理士試験科目の「税法に属する科目」とは、その試験の趣旨は全く異なるものです。

税理士資格の取得にあたっては、きちんとその資質を問う税理士試験を受けるべきです。それが、国民の信頼に込められることになると考えます。

以上の理由から、「公認会計士に無条件に税理士資格を付与する」現行の規定の廃止を強く要望します！